府令

○内閣府令第六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第百条」を「第九十九条」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「三通」を「二通」に改める。

第五条第一項中「二通」を削る。

第六条第一項中「二通」を削り、「ライカ判のもので」を「縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、」に改め、同条第四項中「二通」を削る。

第九条中「別記様式第六号の銃砲所持許可申請書又は別記様式第七号の刀剣類所持許可申請書（法第五条の四第三項において準用する場合にあつては別記様式第八号の技能検定申請書、法第七条の三第三項において準用する場合にあつては別記様式第九号の猟銃等所持許可更新申請書、法第九条の五第四項において準用する場合にあつては別記様式第十号の教習資格認定申請書、法第九条の十第三項において準用する場合にあつては別記様式第十一号の練習資格認定申請書）二通を提出するものとする」を「次の各号に掲げる申請者ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第四条の二第一項（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により銃砲の所持の許可を受けようとする者　別記様式第六号の銃砲所持許可申請書

二　法第四条の二第一項（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により刀剣類の所持の許可を受けようとする者　別記様式第七号の刀剣類所持許可申請書

三　法第五条の四第三項において準用する法第四条の二の規定により技能検定を受けようとする者　別記様式第八号の技能検定申請書

四　法第七条の三第三項において準用する法第四条の二の規定により猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者　別記様式第九号の猟銃等所持許可更新申請書

五　法第九条の五第四項において準用する法第四条の二の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者　別記様式第十号の教習資格認定申請書

六　法第九条の十第三項において準用する法第四条の二の規定により射撃練習を受ける資格の認定を受けようとする者　別記様式第十一号の練習資格認定申請書

第十条第一項第一号中「精神保健指定医」の下に「その他法第五条第一項第三号又は第四号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者の心身の状況について診断したことがある医師

第十条に次の一項を加える。

3　都道府県公安委員会は、第一項の診断書を提出した者が法第五条第一項第三号又は第四号に該当するかどうかを認定するため必要があると認めるときは、その者に法第十二条の三に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

第十一条第一項第二号を削り、同項第三号中「法第五条第一項第二号から第十八号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面」を「別記様式第十三号の同居親族書」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「第四号」を「前号」に改め、「法第五条の二第四項第一号に掲げる者」の下に「（継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号を同項第七号とし、同項第十号中「戸籍抄本及び」を削り、「外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の記載のある住民票の写し」を「本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十一号を同項第九号とし、同項第十二号中「又は第四号」を「又は第三号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十三号から第十七号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

3　第一項第二号及び第三号に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、住民票の写し及び経歴書に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

一　法第四条第一項第一号の規定による猟銃等の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による許可又は法第七条の三第一項の規定による許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）

二　法第五条の四第二項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）又は法第九条の五第五項の教習修了証明書（以下「教習修了証明書」という。）の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

第十二条第四項中「財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本体育協会」に、「第四十三条第一項第一号」を「第四十二条第一項第一号」に改める。

第十六条第二項第二号中「二月前」を「五月前」に改める。

第二十条中「二通」及び「二枚」を削る。

第二十二条中「又は再交付」を削り、「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書を」を「別記様式第二十一号の講習修了証明書等書換申請書に当該講習修了証明書及び住民票の写しを添えて、」に改め、「この場合において、講習修了証明書の書換えを受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書及び戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）を添えなければならない。」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第二十二号の講習修了証明書等再交付申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

第二十三条中「別記様式第二十二号」を「別記様式第二十三号」に改める。

第二十四条の見出し中「技能検定合格証明書」を「合格証明書」に改め、同条中「法第五条の四第二項の」及び「（次条において「合格証明書」という。）」を削り、「別記様式第二十三号」を「別記様式第二十四号」に改める。

第二十五条の見出し中「技能検定合格証明書」を「合格証明書」に改め、同条中「第二十二条の規定」を「第二十二条第一項の規定」に改め、「及び再交付」及び「この場合において、第二十二条中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは、「別記様式第二十四号の技能検定合格証明書再交付等申請書」と読み替えるものとする。」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第二十二条第二項の規定は、法第五条の四第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により合格証明書の再交付を受けようとする者について準用する。